

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮城県学校給食会（以下「この法人」という。）の定款第15条第3項及び第31条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし週4日以上勤務する者をいう。ただし、その週（月曜から金曜）に国民の祝日に関する法律に規定する日があった場合には、その限りでない。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条第1項に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）をいう。
- (6) 通勤手当とは、常勤役員が通勤のために要する経費をいう。
- (7) 費用とは、報酬等及び通勤手当以外で、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、国及び地方公共団体の職員である役員及び評議員には支給しない。

- 2 常勤役員が退職した場合には、退職手当は支給しない。
- 3 常勤役員と職員（事務局長）を兼ねて勤務する場合は、役員報酬と併せて管理職手当を支給する。

### (報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は年額とし、別表第1「常勤役員の報酬年額」に定める額とする。

- 2 非常勤役員の報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。ただし、監事のうち会計監査に関わる公認会計士の報酬は、別表第3「監事のうち会計監査に関わる公認会計士の報酬」に定める額とする。
- 3 評議員の報酬は、別表第4「評議員の報酬」に定める額とする。
- 4 管理職手当の額は、職員給与規程に定める額とする。

### (報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月払いにより支給するものとし、この法人の事務局職員の毎月の給与支給日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員にあっては、理事会及び評議員会等、必要の都度、支払うものとする。ただし、監事のうち会計監査に関わる公認会計士の報酬は、この法人の事務局職員の9月と3月の給与支給日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬額は、その月の総日数からこの法人の勤務を要しない日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 新たに監事（監事のうち会計監査に関わる公認会計士に限る。）に就任、又は退任し、若しくは解任された場合には、第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 前項の規定により報酬を支給する場合は、第3項の規定を準用する。この場合において別表第3「監事のうち会計監査に関わる公認会計士の報酬」に定める報酬年額を12で除した額を月額として計算する。

(通勤手当)

第8条 常勤役員には、その通勤実態に応じて通勤手当を支給する。

- 2 前項の通勤手当の支給条件等については、この法人の事務局職員の通勤手当の例による。

(費用)

第9条 この法人は、役員及び評議員から職務執行に当たり負担した費用について請求があったときは、その請求日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 役員及び評議員の職務執行に当たり必要と認められるときは、費用の前払いをすることができるものとする。

(公表等)

第10条 この法人は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準とする。

- 2 この規程は、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人宮城県学校給食会の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、平成25年3月12日から施行する。

附則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の規定は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年6月17日から施行する。ただし、別表第1の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬年額

(1) 常勤役員の報酬年額は、550万円未満とする。

(2) 当分の間の報酬年額は、以下のとおりとする。

・理事長	<u>540</u> 万円（月当たり支給額	45万円）
・常務理事	468万円（月当たり支給額	39万円）

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会、評議員会、監査会及び評議員選定委員会等出席の都度、謝金として一人一律15,000円

別表第3 監事のうち会計監査に関わる公認会計士の報酬

報酬年額は44万円とし、一回当たりの支給額は22万円とする。

別表第4 評議員の報酬

評議員会及び評議員選定委員会等 出席の都度、謝金として一人一律 15,000円